

令和元年度 障害者支援施設指導監査及び実地指導実施結果

指導監査対象		運営主体	実地指導日	指摘対象	指摘内容	改善報告書の内容
障害者支援施設	十字園	社会福祉法人 更生慈仁会	令和2年1月22日	法人運営	評議員会の決議により理事及び監事を選任していますが、各候補者ごとに決議を行っていませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、各候補者ごとに決議を行ってください。	次回選任時は、規定通り各候補者ごとに決議を行い議事録に明記する。
生活介護	十字園			法人運営	監事の選任について、新監事の選任議案が評議員会に提出される前に現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	次回選任時は、現監事の同意を得、議事録に明記する。
短期入所	十字園			法人運営	監事の全員が欠席した理事会がありました。社会福祉法第45条の18第3項に準用される一般法人法第101条にもとづき、監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければなりませんので、平成30年4月6日社授発0416第2号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定についての一部改正について(指導監査ガイドライン)」に基づき、監事全員が欠席にならないように調整してください。	出席可能な方を選任した。また今後は、予め監事の出席可能な日を調整することとする。
社会福祉法人	更生慈仁会					
障害者支援施設	かたくりの里	社会福祉法人 すこやか福祉会	令和2年1月23日	支援施設	栄養マネジメント加算について、同意日より前から算定されている事例がありました。加算の算定に当たっては、栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から当該加算の算定を開始してください。介護給付費の算定要件を満たしていないため、過誤調整を行うとともに、他の利用者についても同様の事例がないか精査し、介護給付費の返還が生じる場合にはその件数と金額を報告してください。	令和元年5月1、2、3、6、7、8、9日の計7日間分を取り下げる。令和2年2月18日付で燕市障がい福祉課宛に、介護・訓練等給付費過誤申立書を提出。同月過誤にて調整。栄養ケアマネジメント計画の同意を得られた日から加算算定を開始することを周知徹底し確認の強化を図る。
生活介護	かたくりの里					
短期入所	かたくりの里					
障害者支援施設	満日の里	社会福祉法人 中東福祉会	令和2年2月28日		指摘事項なし。	
生活介護	障害者支援施設 満日の里					
短期入所	満日の里					